

地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者
及び関係使用者の意見聴取に関する公示

香川労働局一般公示第 7 6 号

香川地方最低賃金審議会は、香川県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 2 5 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、香川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 7 月 28 日までに、香川地方最低賃金審議会（高松市サンポート 3 番 3 3 号 高松サンポート合同庁舎北館 3 階 香川労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 7 月 15 日

香川労働局長 友住 弘一郎